経　済　産　業　省

制　　定　平成13・03・16財資第５号

平成１３年３月３０日

一部改正　平成14・03・19財資第11号

平成１４年４月１日

一部改正　平成19・05・07財資第55号

平成１９年５月１５日

一部改正　平成20・04・17財資第270号

平成２０年５月１５日

一部改正　平成20・11・21財資第2号

平成２０年１２月１日

一部改正　２０１２１０１２財資第2号

平成２５年２月５日

一部改正　２０１５０４１３財資第３３号

平成２７年４月２１日

一部改正　２０１６０２２２財資第１号

平成２８年４月１日

一部改正　２０１７０１１９財資第５号

平成２９年２月１日

一部改正　２０２１０１１５財資第８号

令和３年２月１日

深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　 経済産業大臣　梶山　弘志

深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成１９年１２月２６日経済産業省策定。以下「研究活動に関する指針」という。）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成２０年１２月３日経済産業省策定。以下「公的研究費に関する指針」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物を固型化した物の地層における最終的な処分に関する研究の用に供される施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。以下「対象研究施設」という。）を使用して行う試験研究又は当該試験研究の推進のための措置を実施することにより、原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第３条　経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、対象研究施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点の周辺の地域をその区域に含む地方公共団体又は民間団体等（以下「交付対象団体等」という。）が対象研究施設を使用して行う試験研究又は交付対象団体等が行う当該試験研究の推進のための措置（以下「補助事業」という。）であって、次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙　暴力団排除に関する誓約事項　記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（１）対象研究施設を活用した試験研究等に係る事前調査のための事業（以下「事前調査事業という。）

（２）事前調査事業を踏まえて着手される対象研究施設を活用する試験研究等に係る事業（以下「施設活用試験研究等事業」という。）

２　補助対象経費の区分、補助率及び下限額は別表のとおりとする。

（交付の要件）

第４条　交付の要件は次のとおりとする。

（１）交付対象団体等が、補助事業を実施するための具体的な計画を有しており、これが十分現実的なものであると認められること。

（２）交付対象団体等の行おうとする補助事業を支援することが原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するために特に必要であると認められること。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする交付対象団体等（以下「申請者」という。）は、補助事業開始前に様式第１による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第６条　申請者は、前条第１項の規定に基づく交付の申請、第９条の規定に基づく申請の取下げ、第１１条第１項の規定に基づく計画変更の申請、第１４条の規定に基づく事故の報告、第１５条の規定に基づく状況報告、第１６条第１項若しくは第２項の規定に基づく実績報告、第１８条第２項の規定に基づく支払請求、第１９条第１項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第２２条第３項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第２６条の３第１項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第７条　大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第１項の規定に基づく通知、第１１条第１項の規定に基づく承認、第１４条の規定に基づく指示、第１５条の規定に基づく要求、第１７条第１項の規定に基づく通知、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令（第１９条第３項及び第２０条第４項の規定において準用する場合を含む。）、第１９条第２項の規定に基づく返還命令、第２０条第１項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令、第２１条第４項の規定に基づく納付命令（第２２条第４項の規定において準用する場合を含む。）又は第２２条第３項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

（交付の決定の通知）

第８条　大臣は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第２による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

２　前条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は３０日とする。

３　大臣は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　大臣は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第９条　申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第１０条　補助金の交付が決定した交付対象団体等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第１１条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第３による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（３）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第１２条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

（債権譲渡の禁止）

第１３条　補助事業者は、第８条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　大臣が第１７条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、大臣が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第４による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１５条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第５による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第１６条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに様式第６による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月３０日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１７条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１１条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１８条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第７による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１９条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第８により速やかに大臣に提出しなければならない。

２　大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３　第１７条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第２０条　大臣は、第１１条第１項第３号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第８条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（４）前３号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容に違反した場合

（５）補助事業に従事した者が、研究活動に関する指針により研究活動の不正行為があったと認定された場合

（６）補助事業に従事した者が、公的研究費に関する指針により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合

（７）補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

（８）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第８号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第１７条第３項の規定を準用する。

（財産の管理）

第２１条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、様式第９による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１６条第１項に定める実績報告書に様式第１０による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

４　大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２２条　取得財産等のうち、施行令第１３条第４号及び第５号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　適正化法第２２条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１１による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

４　前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（産業財産権等に関する届出）

第２３条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度若しくは補助事業年度の終了後５年以内に出願若しくは取得した場合又は産業財産権等を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、様式第１２による産業財産権等取得等届出書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の収益納付）

第２４条　補助事業者は、補助事業終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権等の譲渡又は産業財産権等の実施権の設定により収益があったときは、様式第１３による収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業者は、大臣が前項の報告書に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、大臣が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付しなければならない。

３　大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（情報管理及び秘密保持）

第２５条　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

　（暴力団排除に関する誓約）

第２６条　補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

　（海外付加価値税に係る還付金の納付）

第２７条　大臣は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

２　補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第１４により速やかに大臣に報告しなければならない。

３　大臣は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年５月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年５月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年２月５日から施行し、平成２５年度暫定予算から適用する。

ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２７年４月２１日から施行し、平成２７年度予算から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度予算から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行し、平成２９年度予算から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年２月１日から施行し、令和３年度予算から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別　表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 補 助 事 業 | | 補助率 | 下限額 |
| 補助対象  経費の区分 | 内 容 |
| 深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金 | （１）事前調査事業 | | １０／１０ | １００  万円 |
| イ　事前調査費 | 施設活用試験研究のための事前調査に必要な調査費及び消耗品費、会議開催費及び謝金並びに旅費、研究員人件費及び旅費 |
| ロ　設備備品整備費 | 事前調査に必要な設備備品の整備費（修繕・保守費を含む） |
| ハ　付帯雑費 | 事前調査に必要な事務用品費、光熱水費、通信運搬費、運営管理費、事務に係る人件費及び旅費 |
| （２）施設活用試験研究等事業 | |
| イ　試験研究費 | 施設を活用した調査費及び消耗品費、会議開催費及び謝金並びに旅費、研究員人件費及び旅費 |
| ロ　施設整備費 | 試験研究に必要な施設の整備費（修繕・保守費を含む） |
| ハ　設備備品整備費 | 試験研究に必要な設備及び備品の整備費（修繕・保守費を含む） |
| ニ　広報費 | 試験研究成果の広報費 |
| ホ　付帯雑費 | 試験研究に必要な事務用品費、光熱水費、通信運搬費、運営管理費、事務に係る人件費及び旅費 |

（様式第１）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

申請者 住所

氏名 　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付申請書

　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱（平成１３・０３・１６財資第５号。以下「交付要綱」という。）第５条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

　なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の開始及び完了予定日

３．補助事業に要する経費 　　　　　　　　 円

４．補助対象経費 　　　　　　　　 円

５．補助金交付申請額 　　　　　　　　 円

６．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

７．同上の金額の算出基礎

（注１）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

１．申請者の営む主な事業

２．申請者の資産及び負債に関する事項

３．補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

４．補助事業の効果

５．補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

６．申請者の役員等名簿

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額別添

役員等名簿（記載例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名カナ | 氏名漢字 | 生年月日 | | | | 性別 | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
| ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ | 訓練　実施 | S | 30 | 03 | 04 | M | 株式会社訓練 | 代表取締役社長 |
| ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ | 東北　一郎 | S | 40 | 01 | 01 | M | 株式会社訓練 | 常務取締役 |
| ｶﾝｻｲ　ﾊﾅｺ | 関西　花子 | S | 45 | 12 | 24 | F | 株式会社訓練 | 取締役営業本部長 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

　役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

　また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（様式第２）

番 号

年 月 日

　法人にあっては名称

及び代表者の氏名 　宛て

経済産業大臣　名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付決定通知書

　令和　年　月　日付け第　号をもって申請のありました令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　年　月　日付け第　号で申請のありました令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 金　　　　　　　　　　　円

補助対象経費 金　　　　　　　　　　　円

補助金の額 金　　　　　　　　　　　円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．（補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱（平成１３・０３・１６財資第５号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３２条（地方公共団体の場合は第３１条）までの規定による罰則

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．（補助事業者名）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

（１）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

（２）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

８．（補助事業者名）は、大臣が収益状況報告書に基づき相当の収益を生じたと認定した場合に、以下の算出式による収益納付額を国に納付しなければなりません。

収益納付額＝（Ａ－Ｂ）×Ｃ／Ｄ－Ｅ

Ａ：収益額（補助事業により取得した産業財産権等の譲渡、実施権の設定による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）

Ｂ：控除額（補助対象経費）

Ｃ：補助金確定額

Ｄ：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

Ｅ：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

（注１）相当の収益が生じた場合とは、収益額－控除額＞０の場合とします。

（注２）収益額の計算に当たっては、産業財産権等に対する補助事業の寄与が一部である場合には、公正妥当な寄与率を収益に乗じることとします。

（注３）関係経費等には、当該産業財産権等に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、必要に応じて当該産業財産権等に係る管理費等を含むことができます。

（注４）補助事業が複数年度に亘る場合は、補助対象経費、補助金確定額、補助事業に要した経費は各年度の累計とします。

９．（補助事業者名）は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年３月３１日法律第１８号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。（注５）

（注５）９．地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）第１条に規定する法人への交付決定に際して、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第２条に規定する公共工事が発注される場合に限り付すこととする。

（様式第３）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金計画変更（等）承認申請書

　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（新旧対比）

５．同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第４）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金事故報告書

　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 　円

３．事故に対して採った措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第５）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金状況報告書

　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第１５条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第６）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金実績報告書

深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した補助事業

（１）補助事業の内容

（２）重点的に実施した事項

（３）補助事業の効果

２．補助事業の収支決算

（１）収 入 　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項 目 | 金 額 |
| 自己資金  補助金充当額 |  |
| 合　 計 |  |

（２）支 出

（イ）総括表 　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区 分 | 補助事業に  要した経費 | | 補 助 対 象 経 費 | | | | 補助金充当額 | | |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 流用額 | 流用  後額 | 実績額 | 交 付  決定額 | 流用後 交　付 決定額 | 実績額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（ロ）経費の内訳　（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第２１条第３項の規定に基づき、様式第１０による取得財産等管理明細表を添付することとする。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（注３）支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

（様式第７）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金精算（概算）払請求書

　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第１８条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

（様式第８）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第１９条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付要綱第１７条第１項による額の確定額） 　　 円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

４．補助金返還相当額（３．－２．） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第９）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から第３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１０）

取得財産等管理明細表（令和 年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から第３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１１）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金財産処分承認申請書

深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

①処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２．処分理由

（様式第１２）

番　　　号

年　月　日

　経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金産業財産権等取得等届出書

下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしましたので、深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第２３条の規定に基づき届け出ます。

記

１．補助事業の名称

２．補助事業の概要

３．産業財産権等の種類（番号及び産業財産権等の種類）

４．産業財産権等の内容

５．相手先及び条件（譲渡及び実施権の設定の場合）

（注）申請する事業に応じて（　　　　）内を適宜修正すること。

（様式第１３）

番　　　号

年　月　日

　経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金収益状況報告書

深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金交付要綱第２４条第１項の規定に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の名称

２．補助金の確定額及びその通知の日 　　金　　　　　　円

令和　　年　　月　　日付け　番　　　号

３．報告期間 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４．収益状況

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業財産権等の名称 | 収益額 | 算出根拠 |
|  |  |  |

（様式第１４）

番 号

年 月 日

経済産業大臣　殿

補助事業者 住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和　　年度深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金事業における海外付加価値税還付報告書

　深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業費補助金事業における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

１．補助金額（交付要綱第１７条第１項による額の確定額）　　　　　　　　　　円

２．補助金の確定時における海外付加価値税の額　　　　　　　　　 　　　　　 円

３．海外付加価値税還付額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

４．補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。